

平成25年9月第23回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成25年9月5日第23回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則 17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町長	齋藤邦男	副町長	齋藤貞
総務課長	佐藤浄	企画財政課長	吉田充彦
用地対策課長	佐々木人見	税務課長	佐藤邦彦
町民生活課長	鈴木邦彦	福祉課長	阿部清茂
被災者支援課長	齋藤幸夫	健康推進課長	佐々木利久
農林水産課長	東常太郎	農業委員会事務局長	菊地和彦
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課長	酒井庄市	都市建設課長	日下初夫
会計管理者 兼会計課長	千葉英樹	上下水道課長	作間行雄
学務課長	鈴木久子	教育長	岩城敏夫
代表監査 委員	遠藤敏夫	生涯学習課長	熊澤一弘
	齋藤功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸子司	参事	牛坂昌浩
主事	櫻井直規	兼庶務班長	

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 提出議案の説明

日程第5 陳情第10号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の
財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年9月第23回互理町議会定例会を開会いたします。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、4番 小野一雄議員、5番
佐藤正司議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から9月20日までの16日間

といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの16日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案3件、土地の取得1件、補正予算案7件、報告2件並びに平成24年度各種会計決算認定案10件の合計23件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を9名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。陳情2件、要望3件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、総務常任委員会から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、「議員派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定しましたので報告します。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」5件が提出されておりますので報告します。

第7、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（安細隆之君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

総務常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

総務常任委員長（佐藤アヤ君） それでは、資料の9ページ、お開き願います。報告書を読み上げまして報告といたします。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

総務常任委員会

委員長 佐藤 アヤ

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- 1 所管事務調査事項 クリーンエネルギーとリサイクルについて
- 2 調査年月日 平成25年7月1日～7月3日
- 3 調査地 秋田県小坂町
岩手県葛巻町
- 4 出席委員 委員長 佐藤アヤ 副委員長 四宮規彦 委員 鈴木高行
委員 渡邊健一 委員 高野 進
- 5 調査の目的

本町は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、荒浜・大畑・吉田東部が甚大な被害を受けた。

新しいまちづくりには災害危険区域に指定された地域の有効利用（活用）が求められている。また、鳥の海周辺の活性化推進の一つとして、バイオマス発電設置構想があることから、当委員会ではクリーンエネルギーや再生可能エネルギーの利用とリサイクル事業等に積極的に取り組んでいる先進地を視察した。

- 6 調査地の概要

1 小坂町

小坂町は秋田県の十和田湖西部に接し、2013年7月1日現在人口は5,822人、世帯数は2,570戸、面積は178平方キロメートルである。

鉱山の町として発展してきた歴史と技術をもとに、小坂製錬所では使用済みの家電製品や携帯電話、パソコンから金属を取り出し、廃棄物の抑制と金属のリサイクルに取り組んでいる。平成17年からは、生ごみの堆肥化や、遊休農地を活用した菜の花栽培を行い、油を製品化して農家の所得向上に貢献している。また、使用済み食用油よりバイオディーゼル燃料を製造販売するなど「エコタウン」「バイオマスタウン」の町づくりを進めている。

2 葛巻町

葛巻町は岩手県の北部に位置し、東北一の酪農の町である。平成25年4月現在人口は7,120人、世帯数は2,880戸で、面積は約435平方キロメートルである。

日本一のクリーンエネルギーの里を目指して、新エネルギー・省エネルギーのビジョンを策定し、風力発電、太陽光発電、バイオマス発電等の事業を実施している。

風力発電の風車は、民間企業によって標高1,000メートル超の山頂に15機設置され、1年間の総発電能力は5,600万キロワットアワーであるが、風の条件が変動するので町内の必要電力の80%を賄っている。

太陽光発電パネルは、町内の中学校や福祉施設、コミュニティー施設等に設置され、年間約8,400キロワットアワーの電力を活用している。

そのほか家畜の排出物や生ごみを利用してのバイオマス発電、木材ペレットによるガス化発電を行っていて、さらに新エネルギーや省エネルギー関連の設備を希望する町民には助成制度を設け、自然エネルギーの利用を推進している。

7 委員会の所見

本町は、調査を行った両町とは地勢が異なっている。しかし、災害危険区域や遊休農地の有効活用を積極的に行い、自然エネルギーやバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を本格的に推進すべきものとする。

また、省エネ・リサイクルの事業に積極的に取り組む個人・団体に助成金の支援も今後検討して、環境に優しい町づくりを目指す必要がある。

以上、報告といたします。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

以上で、所管事務調査報告を終わります。

日程第4 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第4、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第23回亙理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案11件の外報告2件及び認定10件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第114号「亙理町職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、東日本大震災からの復興業務等を円滑に進めていくために、職員不足分を他自治体からの派遣職員受け入れや、任期付職員及び再任用職員の採用などにより対応しており、今後の職員配置人員等に合わせた職員定数とするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第115号「亙理町町税条例の一部を改正する条例」及び議案第116号「亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部を改正する法律の政令及び省令が公布されたことに伴い、金融資産の効率的な活用のため「金融所得課税の一体化」として、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の新設及び文言の整理について、条例の一部を改正するものであります。

議案第117号「土地の取得について（亙理町防災集団移転促進事業）」につきましては、東日本大震災による災害危険区域の指定により建築の制限がかけられた土地であり、防災集団移転促進事業による移転促進区域に指定された土地を取得

する事業で、用地9,915.99平方メートルを8,107万5,684円で取得することについて地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第118号「平成25年度亘理町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,716万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ595億7,198万1,000円とするものであります。

それでは、歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、初めに鷺屋区の集会所改修工事に伴い、平成24年度に568万7,000円を「亘理町集会所建設事業補助金」として同区に交付してるところであります。工事完了に伴う精算により追加交付が発生することから17万円を増額補正するものであります。

次に、企画事務経費についてであります。地域活性化と産業創出を目的に現在検討を進めているバイオマス発電事業において、今後の事業推進に向けての具体的な実現可能性を調査するため、バイオマス発電調査委託料として304万5,000円を増額補正するものであります。

さらには、町税関連経費として町税等還付経費について、当初予算において1,000万円を予算措置しておりましたが、主に法人町民税還付経費の増により900万円を増額補正するほか、賦課徴収費における平成26年1月からの延滞金利率の変更に伴う滞納整理システム改修委託料として150万円を増額補正するものであります。

3款民生費につきましては、老人保健事務経費において、平成24年度の老人保健交付金の額の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたため、老人保健交付金返還金として157万1,000円を増額補正するものであります。

次に、保育所関係になりますが、鹿島保育所ホールのエアコン設置工事費として70万7,000円を増額補正するもののほか、保育園経費におきまして、県の安心子ども基金を活用し、私立保育園の保育士給与等の処遇改善を図るため、「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」として327万4,000円を増額補正するものがその主なものであります。

4款衛生費につきましては、岩沼市に計画されている新ごみ処理施設等建設に係る平成25年度負担金の不足分として、亙理名取共立衛生処理組合ごみ処理負担金194万3,000円を増額補正するものがその主なものであります。

6款農林水産費の主なものにつきましては、野菜振興対策経費において、いちご団地で計画されているイチゴの高設栽培に初めて取り組む農家が多く、今後においてこの高設栽培に係る技術者と後継者の育成を推進していく必要があることから、いちご団地管理組合に対して「いちご団地技術者・後継者育成事業費補助金」として40万円増額するものであります。

次に、東日本大震災農業生産対策事業費についてであります。この事業につきましては、被災した水稻、イチゴ、野菜などの生産基盤整備に対し補助を行う事業であり、今回は亙理いちご吉田地区生産組合の生産資機材導入事業に対し、国県費に町単独費として5%のかさ上げ補助を加え、361万円を補助するものであります。

また、復興畑団地整備事業費につきましては、当初予算において換地業務委託料830万円を予算措置したところであります。圃場整備区域の区域界確定等を行急に行う必要があり、換地業務の内容を変更して実施する必要があることから、復興畑団地整備事業換地業務委託料の不足額350万円に、復興畑団地代替地整理業務委託料157万5,000円を合わせ、総額507万5,000円を増額補正するものであります。

水産業振興経費につきましては、6月補正予算において津波により流失した水産センター等の整備についての設計料3,150万円を予算計上したところであります。今回の補正におきましては、工事監理費及び建設費等を予算計上するものであります。この事業につきましては、平成26年度までの2カ年事業になることから、平成26年度の債務負担行為限度額を設定した上で、地域資源活用総合交流施設整備事業費1億1,168万8,000円を増額補正を行うものであります。

8款土木費につきましては、改良事業費において町道神宮寺本線箕輪峠におけるのり面点検委託料として200万円を増額補正するもののほか、町道箱根田西線及び町道大塚線の工事費・補償費等として3,040万円を増額補正するものであります。

また、公園管理経費において、旧館公園遊歩道土どめ工事等として250万円を増額補正するものが主なものになります。

9款消防費につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金の安全装備品整備等助成事業を活用し、消防団員の防寒衣を購入する費用として59万9,000円を増額補正するほか、鳥屋崎区の集会所建設に伴う防災行政無線屋外拡声子局移設費等として134万4,000円を増額補正するものであります。

10款教育費につきましては、初めに小学校整備事業費において、東日本大震災により被災した荒浜小学校の外壁改修工事費及び高屋小学校のグラウンド整備工事費等として5,946万6,000円を増額補正するほか、中学校整備事業費において吉田中学校のグラウンド整備工事費等として5,550万円を増額補正するものであります。

また、小・中学校施設管理経費におきまして、宮城県で運営していた宮城県学習情報ネットワーク（SWAN）が今年度末で運用停止となり、それにかわる亘理町独自のネットワークを構築しなければならないことから、情報教育ネットワーク構築業務委託料等として、小・中学校施設管理経費を合わせ520万円を増額補正するものであります。

次に、公民館経費において、中央公民館調理実習室のエアコンが老朽化により使用できなくなったため、更新するための費用として310万円を増額補正するものが教育費における主なものであります。

11款災害復旧費におきましては、長瀬小学校及び荒浜中学校災害復旧工事における債務負担行為を8月の臨時会で可決いただいたところであります。今回の補正におきましては、その債務負担行為設定金額同額を減額補正するもので、小学校災害復旧費において4億8,863万5,000円、中学校災害復旧費において8億2,443万8,000円を減額補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴う増額補正と小・中学校災害復旧事業費の減額等に伴う震災復興特別交付税の減額を合わせ、5億9,596万6,000円を減額補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、震災復興特別交付税と同様に小・中学校災害復旧費の減額に伴い、公立学校施設災害復旧費負担金を6億9,092万6,000円減額補正するものと、地域資源活用総合交流施設整備事業交付金として2億515万9,000円増額補正するものであります。

14款県支出金につきましては、災害危険区域外に居住していた被災者の支援として、東日本大震災復興交付金基金（津波被災住宅再建支援分）の8割が平成24年度に交付されておりましたが、今回、残りの2割について交付決定されたことから7億8,800万円を増額補正するのが主なものであります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から東日本大震災に係る災害復旧復興のための寄附のほか、「ふるさと納税」などを合わせて22件、527万9,000円の貴重な寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、復興マラソン大会開催追加費用等として震災復興基金繰入金209万8,000円増額補正するもののほか、地域資源活用総合交流施設整備事業に係る東日本大震災復興交付金基金繰入金として5,519万4,000円、さらには今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金1億7,399万8,000円を増額補正するものであります。

19款諸収入につきましては、地域資源活用総合交流施設整備事業に係る宮城県漁業協同組合及び独立行政法人防災科学技術研究所からの建設費負担金として3,152万2,000円を増額補正するものが主なものであります。

最後に、債務負担行為の追加についてであります。6款農林水産業費でも触れましたとおり、地域資源活用総合交流施設整備事業が平成26年度までの2カ年事業になることから、工事費及び工事監理費についての平成26年度の債務負担行為限度額設定を行うものであります。

議案第119号「平成25年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,207万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億7,398万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における平成24年度分療養給付費交付金の精算に伴う返還金として4,207万4,000円を増額補正するものであります。

歳入につきましては、国民健康保険税の本算定に伴う過不足額をそれぞれの税目において増額及び減額補正するもののほか、今回の補正に係る不足額を財政調整基金繰入金として4,809万6,000円を増額補正するものがその主なものであります。

議案第120号「平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,603万1,000円とするものであります。

今回の補正におきましては、港町を初めとする荒浜周辺のマンホール修繕費用として200万円を増額補正するもののほか、災害復旧費として委託料と工事費を合わせて1,000万円増額補正するものであります。

歳入につきましては、下水道受益者負担金において1,295万4,000円、繰越金において1,271万4,000円を増額補正が見込まれることから、一般会計からの繰入金を1,366万8,000円減額補正するものであります。

議案第121号「平成25年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,390万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億671万円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出における平成24年度分介護給付費交付金等の精算に伴う返還金として3,390万3,000円を増額補正するもので、その財源として平成24年度からの繰越金77万3,000円を増額補正するほか、介護給付費準備基金繰入金として3,313万円を増額補正するものであります。

議案第122号「平成25年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,343万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,269万円とするものであります。

今回の補正につきましては、亘理町災害防止協議会及び千葉県の株式会社光葉開発様から「わたり温泉島の海」の復興を目的に総額1,330万円の寄附を頂戴したことから、繰越金、基金利子を合わせて1,343万1,000円をわたり温泉島の海運営基金に積み立てするものであります。貴重なご寄附を頂戴いたしましたことに衷心より御礼を申し上げます。

議案第123号「平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,000万5,000円とするものであります。

今回の補正は、平成24年度からの保険料繰越金の確定に伴う宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金として98万5,000円を増額補正するものであります。

議案第124号「平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、予算第4条に定めた資本的支出の建設改良費において、町道祝田駅前線の道路改良に伴う水道管布設工事費等として3,200万円を増額補正するものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第18号「平成24年度亘理町健全化判断比率及び資本不足比率について」につきましては、平成19年度決算から財政の健全性を判断する指標として公表が求められておりますが、本町においては、平成24年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものであります。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものであります。いずれの比率におきましても黒字となっているため、数値としてあらわせないものであります。

実質公債費比率については、早期健全化基準25.0%及び財政再生基準35.0%となっておりますが、平成24年度の比率につきましては9.7%となったものであります。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値としてあらわせないものであり、早期健全化基準である350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、「亘理町公共下水道事業特別会計」「わたり温泉鳥の海特別会計」「亘理町工業用地等造成事業特別会計」の3会計とも資金不足を生じていないため、数値としてあらわせないものであります。

報告第19号「平成24年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について」は、報告第18号と同じく資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものであります。

最後に、認定案件についてであります。認定第1号「平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定」につきましては、平成24年度の歳入決算額767億5,144万6,000円に対し、歳出決算額682億9,294万1,000円となり、歳入歳出差引額は84億5,850万5,000円となったものであります。

この歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源である繰越明許費等繰越額80億2,686万8,000円を差し引いた実質収支額は4億3,163万7,000円の黒字となったものであります。

この認定第1号「平成24年度亘理町一般会計歳入歳出決算について」を含め、認定第2号から認定第9号までの各種特別会計歳入歳出決算については会計管理者に、また認定第10号「平成24年度亘理町水道事業会計決算について」は上下水道課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

以上、提出議案等の概要であります。慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決、認定くださいますようお願い申し上げ、今回提出いたしました各議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第5 陳情第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について

議長（安細隆之君） 日程第5、陳情第10号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第10号については、お手元に配付した陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会に付託いたしました森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について、会議規則第45条の規定により、9月11日までに審査を終えるよう期限をつけることにい

たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について、9月11日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時37分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 小野一雄

署名議員 佐藤正司